

帝国と都市国家：初期ルネサンスにおけるフィレンツェの政治イデオロギー

鹿子生， 浩輝
九州女子大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/16449>

出版情報：政治研究. 54, pp.101-133, 2007-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

帝国と都市国家

——初期ルネサンスにおけるフィレンツェの政治イデオロギー——

鹿子生 浩 輝

はじめに

- 一 都市の自治と上位権力
 - 二 フィレンツェと上位権力
 - 三 フィレンツェの支配権拡大と自由のイデオロギー
 - 四 フィレンツェの覇権と歴史解釈
- おわりに

はじめに

H・バロンは『初期イタリヤ・ルネサンスの危機』で、一五世紀初頭のフィレンツェの政治的議論に着目し、神学的な君主主義に代わる世俗的な共和主義の登場を浮き彫りにした⁽¹⁾。彼が「シヴィック・ヒューマニズム」という言葉を用いながら同時に指摘しているのは、その共和主義の勃興には、歴史解釈をめぐる人文主義的態度の変容（古代ローマ共和制の賞賛）が伴っていた点である。彼の著作には、新しい歴史解釈を伴うこの世俗的な共和主義という点以外にも、様々な論点が散りばめられており、そのうちには批判すべき議論も少なくない。しかし、バロンのそうした作業は、ルネサンスを個人主義や専制君主の時代と単純化する見方に対し、「市民的自由」を中心的価値とする新しい知的・活動的側面を描き出した点で、用語の曖昧さなどの問題がなお残るにせよ、十分に評価されるべきであろう。E・ガレンもまた、人間教育への関心の高まりという要素を付加しつつ、フィレンツェで世俗的・市民的活動を肯定する新しい観念や思想が登場したことを論じている⁽²⁾。R・ウィットも、バロンが指摘した時代のフィレンツェに「共和主義的自由の概念の誕生」を見出している⁽³⁾。共和主義的な思想に着目するこうした解釈がその後も大きな影響を与え続けていることは、改めて言うまでもない⁽⁴⁾。

しかし、こうした主張には、君主主義から共和主義への転換という点に限っても、いくつかの留保が必要である。バロンは、自由を主唱する「シヴィック・ヒューマニズム」が、君主国ミラノとのイデオロギー的対決の中で生じたものであり、一五世紀初頭のフィレンツェの新しい現象であったと解釈している。たしかに、フィレンツェはミラノの君主との戦争の際に、自らが共和国であり、自由な国家であることを大いに誇っている。しかしながら、いくつかの研究から推測できるように、フィレンツェの共和主義は、この時期に誕生した新しい思想というわけではない⁽⁵⁾。共和制や自由というテーマは、戦時において前面に押し出されたとは言えようが、都市の共和主義それ自体は、伝統的なものである。実のところ、バロンの指摘する時期においては、自由のイデオロギーはむしろ、フィレンツェやその周辺諸都市における共和主義的伝統を十分に認識した上で表明されているのである。

フィレンツェの思想がダンテに代表される君主（皇帝）主義から、ブルーニに代表される共和主義への思想的变化を遂げたというバロンの図式に対抗し、本論ではルネサンス・フィレンツェの共和主義が中世から継承されたものであることを指摘する。すでに述べたように、いくつかの先行研究は、バロンの指摘している時期以前に、共和主義的な議論がすでに登場していたことを明らかにしている。ただし、これらの研究は、イタリアの都市国家全般を議論の対象としているため、フィレンツェへの言及は少ない。本論は、フィレンツェを対象を限定しながら、この都市にも他の都市国家と同様に共和主義があり、しかもその点での長期的コンセンサスがあったと考える。だが、もしそうだとすれば、同じ都市における君主主義的な議論をどのように理解すべきであろうか。本論の重要な作業の一つは、この問題に取り組むことである。

第一節と第二節では、中世都市一般の政治的状況を踏まえながら、この問題の解明に取り組むこととする。この問題は、フィレンツェ人の統治意識が、他の都市共和国の理論家と同様に、次のような二重構造をなしていたと理解することと解決しうる。すなわち、彼らは一四世紀末頃までは明らかに、都市の共和制的自治に固執する一方で、世界規模での君主制的秩序を望ましい姿だと考えていた。その君主とは、フィレンツェの上位者たる皇帝ないし教皇であり、実際にこれら庇護者に対する服従は、当時の都市の自治にとって、必要不可欠でもあった。フィレンツェ人は、世界の君主制的秩序の枠内に自らの共和国を見る形で、世界全体と都市との統治形態を峻別していたのである。

しかし、フィレンツェには、共和主義という点での連続性が見られるものの、思想上の重要な変化がなかったわけではない。その変化とは、世界君主制という理念の希薄化である。換言すれば、ルネサンス期（一四世紀後半以降）のフィレンツェ人にとって、祖国は、旧来の世界的君主から独立した存在となりつつあった。自国を自立的存在と捉える態度が高まっていた点からすれば、フィレンツェの共和主義は、ルネサンス期において強化されたと言うことはできよう。それゆえ、フィレンツェ思想をめぐるバロンの主張は、普遍的君主国から個別的共和国への関心の移行として捉え直されねばならない。こうした思想上の変化は、皇帝と教皇という上位者の勢力が徐々に衰退した現実に対応している。

本論の第三節と第四節は、フィレンツェにおけるこうした思想上の漸進的変化を扱うこととする。とりわけ着目すべ

き点は、この都市の政治的環境の独自性である。初期ルネサンスのフィレンツェは、上位者への依存状況から脱却するのみならず、トスカーナ地域に対する覇権を獲得しつつあった。地域の支配者としての共和国という認識は、この都市固有の視座の浮上を意味している。共和主義の伝統を的確に踏まえながら、都市国家のこうした現実を見るならば、ルネサンス・フィレンツェの特徴の一つを見出すことができる。すなわち、この都市による覇権の獲得・維持の活動が、共和主義の自由に関する知的営為を随伴していた点である。

こうした観点から、第三節では、一四世紀後半におけるフィレンツェと教会国家（世界の君主たる教皇）との対立を主たる考察の対象とする。都市共和国フィレンツェの戦略は、教皇に対抗可能な勢力を形成するため、トスカーナにおける他の諸共和国と連携体制を構築することであった。この目的達成のために有効と考えられた方策の一つは、君主国ミラノとの戦いの場合と同様に、自由や共和主義という政治イデオロギーを表明することであった。フィレンツェによるこうした価値の表明は、自らと他の諸国家の共和制的自治の慣習を明らかに意識している。この訴えは、伝統的なグェルフ主義からの離脱を意味している。また、盟主としてのフィレンツェの政治的地位は、祖国を古代ローマのような卓越したものとして特別視する態度を伴っていた。

第四節では、教会国家との戦いの後、フィレンツェがさらにこの自立的な路線を進みつつ、皇帝支配の正当性に匹敵しうる理論を模索したことを論じる。フィレンツェは、いわば自らの都市国家それ自体からその対外的支配の理論的根拠を導き出そうとした。すなわち、この都市は、自らの対外的支配の正当性を、同時代の皇帝との関係にはなく、古代ローマとの関係に求め、自らが古代ローマ共和国から直接的に支配権を継承したと論じたのである。しかも、この議論は、フィレンツェ共和国が、共和制期ローマの場合と同様に、自由な統治を維持してきたという前提に基づいていた。トスカーナ地域における「自由の守護者」という共和国像は、共和主義的自由の伝統という認識の下に打ち出されたのであった。

本論は、このように、フィレンツェの政治的信条が共和主義的自由（共和制的自治）の維持を図るものであったと解釈するが、具体的議論に入る前にまずこの概念を定義しておく。第一に、共和主義とは、君主制（君主国）よりも共

共和制（共和国）が望ましいとする理念や信条を指すこととする。君主制と共和制の分類基準は、抽象的に言えば、権力集中の有無であり、いくつかの具体的要件を挙げるならば、統治者の数（単数・複数）、その決定方法（世襲・選挙）である（場合によっては、統治者の権限の内容や程度、任期の長短なども分類基準となりえた）。権力集中の度合いが高まれば、それだけ純粹な君主制となる。その純度が高まり、統治者の恣意性が増大するとしても、もしその人物の徳や能力が高ければ、公的利益（レス・プブリカ）の追求が可能であろう。この場合、君主国といえども、その状態は「共和国（レス・プブリカ）」と呼びうる。だが、それらの資質の継続的・安定的維持が困難だと考えられたため、統治者の恣意性をできるかぎり減少させる法や制度が必要とされた。本論で明らかになるように、フィレンツェでは通常、こうした仕組みを備えた国家が共和国と呼ばれており、この統治形態（実質的機能を有する合議体を持つ国家）においてこそ、個人への権力集中を制限し、公的利益を安定的に追求しようという信念があった。

第二に、国家レベルでの自由を定義しておこう。しばしばこの自由は、他の国家や勢力の支配から独立しており、かつ、国内において単一者（または少数者）の他者支配が存在しない状態を指す。ただし、国家の他国からの独立は、国内における個人の他者からの独立とパラレルな関係であるため、国内外というこの区分は、当時の人々が二つの異なる自由概念を持っていたことを意味するわけではない。しかしながら、自由という言葉は、ある国家が他国の支配から解放された場合のように、たんに国家の独立のみを指示する場合がある。したがって、たとえそこに君主（専制君主）がいたとしても、その国家は「自由な国家」となったと言われえた。また、「フランス王国の自由」と言われる場合のように、君主のいる「自由な国家」という表現が用いられた。そこで、本論では、この君主制的な自由の用法と区別するため、あえて共和主義的自由という言葉を採用する。フィレンツェにおいて君主制がしばしば「専制」と換言されるのは、各市民の自己決定や政治参加を重視する価値観によるものでもある。この都市の一般的用法では、「自由な国家」とは、君主制の対称概念としての共和制であった。なお、こうした観点からの定義の仕方が意味するのは、共和制下での自由不在という状態が想定された、ということである。

一 都市の自治と上位権力

本節では、中世における北・中部イタリア諸都市国家と帝国・教会との基本的関係を明確化する。この頃に際立っているのは、全世界を一人が支配する君主制的秩序こそ、適切な統治のあり方だという思想である。また、これら多くの都市国家とフィレンツェとの間には、多くの点で類似性が認められる。そのため、そうした基本的関係を踏まえるならば、フィレンツェという都市国家の政治思想を容易に把握することができよう。

北・中部イタリアにおける多くの諸都市が伯・司教などの権力に対抗し、自ら執政官(コンソリ)を選出するという意味での自治へと至ったのは、およそ一世紀末から一二世紀初頭であると考えられている。⁸⁾それら政治的共同体は、かつての司教区に基づいており、その司教区は、さらに古代ローマの行政区(キウィタス)に依拠したものであった。これら諸共同体は、一般に都市国家と呼ばれている。このように、多くの都市がその起源において共和制的自治を、すなわち、一定期間に複数者が統治する「コンソリ制」を採用していたこと、さらには、右で述べたような古代ローマの遺産を多少なりとも継承していたことは、その後の制度や思想を考察する上で見落とすべきではない点である。

周知のように、中世イタリアの都市国家は、とりわけ一二世紀中葉から一三世紀中葉にかけて、神聖ローマ帝国の皇帝たちの野心の対象となった。例えば、フリードリヒ一世「バルバロッサ」やフリードリヒ二世のような皇帝たちは、古代ローマ帝国を再現すべく、イタリア遠征に積極的に乗り出した。これに対してイタリアの多くの諸都市は、たびたび教皇によって援護されながら、ロンバルディア同盟やトスカーナ同盟のような形で結束した。すでにこれらの戦いの時期に、都市国家は、「自由(libertas)」という理念を「イタリアの自由」や「教会の自由」とも換言可能な形で、頻繁に表明している。⁹⁾こうした対立において、フライジングのオットーのような皇帝側の著述家を驚かせたのは、イタリアの都市国家が自由維持のために古代ローマを規範としていること、また、そこでは、各人の政治的野心を牽制する観点からほぼ毎年のように執政官を交代させていること、しかも、その官職を比較的低い階層からも選出していることであつた。¹⁰⁾都市国家のこのあり方は、本論の観点からすれば、まさに共和国に他ならない。

諸都市国家の同盟は、皇帝との戦いを自らに優位な形で終結させることにより、自らの諸権利のいくつかを皇帝に承認させた。とはいえ、都市国家が皇帝への忠誠を誓約し、そこで選出された執政官が皇帝からの叙任を受けなければならなかったという点からうかがえるように、都市共和国という存在は、帝国の法的秩序の中に位置づけられていた。⁽¹⁾ それゆえ、一三世紀後半にイタリアの多くの都市が、君主ないし代官「ポデスタ」(もともと帝国の地方行政職を意味する)を受け入れたことも、驚くにあたいたくない。このような秩序は、言うまでもなく、皇帝を頂点とした階層的・君主制的秩序である。一人の皇帝が世界を支配すべきであるという観念は、唯一の神が世界を支配しているというキリスト教信仰から容易に導かれる帰結でもあった。

多くの都市にとって、当時のもう一つの上位勢力は、教会国家であった。皇帝と教皇という二つの権威の関係は、中世における重大な問題であった。教皇側の理論家たちが主張したのは、例えば、教皇が皇帝(ないし国王)よりも優越していること、教会が教会領やその他領域への世俗的権力を持ちうること、帝位が教会から付与されること、教皇が不正な皇帝を破門しうることである。⁽²⁾ 教皇の地位が神から直接的に与えられたのであり、また、靈的なものが俗的なものに優位するのであれば、教皇は、全世界の世俗権力者に対する包括的な支配権を持つことになる。教会の普遍性を主張するこうした議論は、教皇を頂点とする君主制的な秩序観を前提としている。教皇はこうした観念の下に、一三世紀末にはその世俗的野心をトスカーナの諸都市に向けていた。実際、教皇による君主制的支配の正当性は、教皇と都市国家との対決の時期に、教会法学者によって(時にローマ法の権威とともに)主張されることになる。⁽³⁾

しかし、皇帝側と教皇側のいずれであれ、その理論家たちが通常試みたのは、一方のみが世界に対する支配権を持ち、他方は何ら職務や役割を持ちえない、と強弁することではなかった。キリスト教世界の安寧のために皇帝と教皇の協調が不可欠と考える「ゲラシウス理論」の伝統は、けっして途絶えてはいなかった。両者の協調という観念は、「キリスト教的ローマ帝国」という言葉がしばしば用いられた点にも認められる。両者は、少なくとも理論的には、いわば一つの身体を形成し、神の支配のような君主制的秩序を実現すべき存在であった。一方が君主であり、他方がその下位的存在ないし代理であると解される場合も、この君主制的理念に変わりはない。

トマス・アクイナスの議論は、中世的な統治形態論の典型であり、後の議論に大きな影響を与えているため、ここで一瞥しておく必要がある。都市共和国の自治に関心を持っていた後の著述家たちは、トマスの議論を意識しつつも、彼とはやや異なる主張を打ち出すこととなる。彼の『君候統治論』は、純粹に理論的に見る限り、複教者よりも単一者による統治が有益だと論じている。一人支配が望ましいという根拠は、例えば、一人支配が平和的統一をより有効に実現しうる点や、複教の人間よりも一人の方に政策的一致が見出せる点や、一人支配が神の支配と類似している点に求められている⁽¹⁵⁾。十分に留意されるべきは、トマスのその著作がキプロスという具体的な場所を想定していることであり、また、彼が帝国内部のそれぞれの個別的・經驗的事情を完全に無視していたわけではないことも、容易に推測できる⁽¹⁶⁾。とはいえ、右に述べた理論的根拠から導き出されるのは、いずれの地域であれ君主制が共和制よりも優れており、また、一人の君主による世界支配（帝制）が望ましいということである。

一三世紀の都市国家の人々も、皇帝と教皇の二つの権威を、一つの帝国の二つの機能（剣）とみなすにせよ、上位者と下位者とみなすにせよ、あるいは、それぞれ別個の現実的勢力とみなすにせよ、自らの上位者とみなしていた⁽¹⁷⁾。このように、都市国家が世界的な君主制の枠組みの内部に位置づけられていた理由は、イタリア都市国家の外交政策が現実的に皇帝ないし教皇のいずれかの勢力に大いに依存せざるをえなかった点にある。かつて古代ローマ帝国がその枠内に実に様々な共同体の自治を許容していたのであれば、都市がその自治を自明視しつつも、世界規模の巨大な枠組みの一部にすぎないという意識を持っていたことは、驚くべきことではないだろう。当然、それら上位者の影響力は、場合によつては、その内政にも直接的に及ぶことがあった。この意味では、都市共和国は、君主制のないし帝國的支配の下にあったと言うこともできよう。

改めて言うまでもなく、一四世紀初頭に、例えば、ルツカのプトロメウスやパドヴァのマルシリウスは、アリストテレスの都市共和国論を同時代の分析に適用している⁽¹⁸⁾。都市共和国という環境は、この古代哲学者の統治論をより忠実に受け入れる条件をなしていた。しかし、彼らが世界的君主制の枠組みの中で都市を捉えていた点には十分に留意すべきである。プトロメウスは、地方（provincia）には王制が適切であるとするが、この例外としてイタリアの諸都市を挙げ

ており、さらに、それらが複数者の支配という意味で一般に「ボリス的〔政治的〕」と呼ばれている、と論じている⁽¹⁹⁾。だが、彼に都市レベルでのこうした共和主義があるもかかわらず、すでに指摘されているように、彼は、教皇がイタリアに古代ローマを復活させるべき人物であり、それゆえ、教皇による世界規模での君主制が正当な支配である、と確信していた⁽²⁰⁾。

また、マルシリウスによれば、「国家 (regnum) という言葉は、その意味の一つにおいては、多数の都市や地方が一つの統治の下に (sub uno regimine) 含まれていることを意味する⁽²¹⁾」。彼は、そうした大規模な意味での国家には一人支配が適切であるが、他方、都市などの小規模共同体には、貴族制や「国制 (aristocrata et politia)」といった「よく組織された」統治があるということも論じている⁽²²⁾。マルシリウスは、教皇の世俗的支配を諸悪の根源として非難するとともに、皇帝こそ国王や君主たちの上位者であり、地上の支配者であると主張している⁽²³⁾。このように、右の二人は、教皇主義と皇帝主義という点でこそ対照的であるが、両者とも同様に、世界君主国における都市共同体という構造的意識を抱いていたのである。

二 フィレンツェと上位権力

一三世紀のフィレンツェも、いずれかの上位者の政治勢力にしばしば依存しながら、都市の共和制的自治を図るという点で、他の多くの都市国家の例外ではない⁽²⁴⁾。よく知られているように、フィレンツェでは、ギベッリーニとグェルフィという二つの党派がそれぞれ皇帝と教皇に結びつきながら、激しい権力闘争を繰り返した。例えば、一二五〇年に、ギベッリーニを打倒したグェルフィがフィレンツェに復帰し、「第一次民衆制」と呼ばれる新しい統治体制を樹立した。しかし、その一〇年後には、ギベッリーニがグェルフィをモンタペルティで壊滅させ、フィレンツェにおける従前の体制を廃止した。しかし、さらにその六年後に、教皇の要請を受けたフランス王シャルル・ダンジュが、ベネヴェントでギベッリーニに対する決定的勝利を収め、グェルフィは、その支援の下でフィレンツェに復帰した。この後フィレンツェ

は、かつてのような民衆的統治を採ることとなった。こうした事情により、グェルファイという言葉は、政治的に親教皇・フランス・ナポリのみならず、民衆寄りの路線をも意味するようになった。⁽²⁵⁾ フィレンツェはグェルファイ主義のコンセンサスの下に、一二八二年にアルテ（組合）に依拠したプリアオリ（複數者からなる政務官）制を採用し、この制度は、その後約二五〇年間続くこととなる。⁽²⁶⁾

こうした共和制の統治形態は、他の多くの都市国家がシニョリアア制（君主制）へと変貌していく中で、フィレンツェの特徴であり続けた。都市共和制への執着は、世界規模での君主制的秩序の維持と両立可能であった。一四世紀初頭のフィレンツェの修道士レミジオ・デ・ジロラミは、共和制統治を前提に市民の理念を論じている。彼は、アリストテレスの主張を踏襲し、「人間は本性的に都市国家的な動物（animal civile）であるから、市民でなければ人間ではない」と論じている。それゆえ、彼の考えでは、フィレンツェが崩壊すれば、かつてその市民であった者は、もはや人間ではない。レミジオは、都市共同体の利益が個人の利益に優先されねばならないと論じた人物として知られている。彼によれば、市民とは、あたかも「市壁に埋め込まれた石」であった。⁽³⁰⁾ 彼は、「もし、罪がない場合にも罰があり、その罰がいかに大きなものであったとしても、人間は、自らが都市の一部である限り、定められた愛の力で、都市が罰を受けて自らが免責されることよりも、自らが罰を受けて都市が免責されることを欲するべきである」とさえ述べている。⁽³¹⁾ 個人・党派の利益に対する公的利益の優位という彼の訴えは、裏返せば、フィレンツェ内部の激しい党派対立という現実を物語っている。⁽³²⁾

自分自身よりも祖国を愛さねばならないというレミジオの議論からは、都市に対する彼の愛着を容易に見出すことができる。だが、彼によれば、都市全体の利益が一市民の利益よりも望まれるべきであるのと同様に、教会というより大きな政治的単位の利益が都市や地方の利益よりも望まれるべきである。⁽³³⁾ 換言すれば、都市は、教会という広域の階層的秩序の一角をなすものであった。⁽³⁴⁾ たしかに、レミジオは、教皇による世俗権力の直接的行使を否定している。にもかかわらず、つねにとは言えないにせよ、普遍的教会の利益が都市の利益に優位すると考えていたのであれば、レミジオにとって、都市が教皇に従うべきだというグェルファイ主義は、教皇の皇帝に対する優位という觀念とともに、強力なもの

であつたと言えよう。逆に言えば、フィレンツェの自立性や個別性の意識は、まだ十分に強力なものではなかつた。

フィレンツェへの愛着が一般的であつたことは、この頃に都市の年代記や歴史が執筆されている点からも推測できる。⁽³⁶⁾ だが、他方で、世界における多様性を包摂する上位者が不可欠であることは、彼ら著述家にとつても、同様に自明であつた。例えば、ジョヴァンニ・ヴィッラーニの『年代記』は、フィレンツェへの強い愛着を示している。彼は、「わが都市フィレンツェ、すなわち、ローマの娘であり、その産物であるこの都市は、ローマが衰退する一方で、その勢力を増大させ、偉業を成し遂げてきた」と誇つてゐる。⁽³⁷⁾ だが、彼の考えでは、フィレンツェの自由とは、皇帝から付与されたものであり、また、教皇に対する反逆は、教皇が古代ローマ帝国を継承したがゆえに、正当な支配への反逆でもあつた。⁽³⁸⁾ デイノ・コンパニーニの『年代記』は、フィレンツェが皇帝に服従しないという意志をその使節に明言したことを記録している。⁽³⁹⁾ さらに、彼はヴィッラーニと同様に、この都市に対する特別な思い入れを持つており、フィレンツェは「ローマの娘たる高貴な都市」だという確信を表明している。⁽⁴⁰⁾ しかし、その年代記が皇帝のフィレンツェ介入を予期しながら締めくくられている点からすれば、彼もまた、都市が帝国に属するという観念を抱いていたと考えられる。皇帝の権力に依拠しつつフィレンツェ支配権の再獲得を目指すギベッリーニの試みは、皇帝がそれに十分な支援を与えるのであれば、フィレンツェの現統治者にとつての深刻な脅威とならう。

ダンテの議論も、ゲルフィとギベッリーニの闘争の延長線上に位置づけられる。彼は、皇帝を頂点とする階層的秩序を想定している。彼によれば、世界には様々な個別的共同体が存在するものの、人間は共通の法を持ち、しかも、世界平和を目指すこの法は、皇帝に由来すべきものであつた。⁽⁴²⁾ ダンテは『帝制論』で、「帝制の下で存在してこそ、十分に自由なのである」と主張している。⁽⁴³⁾ 彼の諸著作で繰り返される主張によれば、人間全体にとつて、一人の君主を冠する「世界帝国(monarchia)」こそ、適切な統治形態である。⁽⁴⁴⁾ 実際、『帝制論』第一編は、その理由の説明に費やされている。そこで主張されているのは、例えば、それぞれの個別的共同体が全体の中に位置づけられているという点や、神の絶対的な世界支配が君主の世界支配とパラレルであるという点である。⁽⁴⁵⁾ また、『帝制論』第二編によれば、ローマの帝制期は、キリストの誕生の時期と一致しており、また、世界に対する帝國的支配も、神の摂理によるものに他ならない。⁽⁴⁶⁾ 教皇個

人に対するダンテの批判は、よく知られているが、しかしながら、ダンテの期待する皇帝とは、教皇の協力を必要不可欠とする存在でもあった。⁽⁴⁷⁾ 皇帝が人類の救済に積極的な役割を果たすという理念は、終末論的視座とともに、『神曲』の中にも見出せる。⁽⁴⁸⁾ 他方、実践の見地からダンテは、皇帝のイタリア到来を亡命先で待ち望み、それを多くの人々に訴え続けている。⁽⁴⁹⁾

ダンテは、このように帝制論者としてあまりにも知られているが、フィレンツェ統治に関する彼の考えは、その具体的見解が明記されていないがゆえに、ほとんど着目されることがない。しかし、彼による帝制の強調が、フィレンツェの激しい党派対立の結果、亡命を余儀なくされた人間によってなされたことは、忘れてならないであろう。彼は、亡命後でさえも「フィレンツェを愛する」と明言しており、その都市よりも心地良い場所は、地上に存在しないとさえ述べている。⁽⁵⁰⁾ ダンテがフィレンツェを生まれ育ち、しかも、その共和制統治に深く関与していた事実を考慮するならば、彼の目指す帝制がフィレンツェの自治を犠牲にした体制と見ることは無理であろう。事実、『帝制論』で論じられるところでは、皇帝は、都市内部の詳細までも直接的に決定すべきではなく、それぞれの都市国家や王国は、それらの事情に従い、それぞれ異なった法で統治されねばならない。⁽⁵¹⁾ この主張からすれば、彼の帝制論は、フィレンツェの自治の放棄や伝統的な統治形態の転換を必ずしも意味するわけではない。さらに留意すべき点は、彼がフィレンツェ内部の一人支配を肯定するような姿勢をけつして見せていない点である。もし、ダンテが将来フィレンツェに戻り、政治に再び参与する期待をわずかであれ抱いていたとすれば、自らをフィレンツェ市民と呼ぶ彼にとって、都市国家の皇帝への従属や都市内部での君主支配という事態は、耐え難いものだったはずである。彼にとって、現実的な重要性はむしろ、皇帝ないしギベッリーニ諸都市の支援を得ながら、自らの党派が都市の支配権を獲得する点にあったと見るべきであろう。すなわち、彼の政治目標は、皇帝の影響力をイタリアに及ぼし、教会の世俗的権力を抑えること、これによってフィレンツェのゲルフィ政権を転覆し、自派の統治下で都市の内紛を終わらせる点にあったのであり、そこでの共和制的自治の慣習を変更することではなかったと考えられる。

皇帝ハインリヒ七世やルドヴィヒ四世は、一四世紀初頭にイタリア遠征に乗り出すものの、こうした試みは、ダン

テの切なる期待にもかかわらず、結果からすれば、完全な失敗に終わった。この頃には皇帝の權威は、低下しつつあったと言える。とはいえ、対外的危機においてフィレンツェが自力で共和制的自治を維持することは、さほど容易ではなかった。この都市国家は、暫定的にせよ、自らの「シニョーレ(君主)」として外国人を幾度か推戴せざるをえなかった。すなわち、フィレンツェは、ハインリヒ七世に脅かされた一三一三年にナポリ王ロベルト(アンジュ家)を、また、カストルツォ・カストラカーニに敗北を喫した一三二五年には、ロベルトの息子・カラブリア公カルロを、名目的にせよ受け入れた。さらには、一三四二年にルツカ獲得の失敗とそれに伴う財政的危機のため、ロベルトの女婿「アテネ公」ゴージェ・ドゥ・ブリエヌを同様に迎え入れた。都市のプリオリ制はそのままであったが、この「シニョーレ」は、プリオリの任命権を持ち、さらに終身の任期を得ることとなった。たしかに、その翌年には市民が武装し、「公とその仲間⁽³²⁾に死を！民衆と都市および自由の生活を！」と叫びながら、アテネ公を追放した。この点からすれば、フィレンツェの自由維持への欲求は、けつして微弱なわけではなかったと見てよい。だが、当時のフィレンツェの實力は、外部権力への依存という側面に着目する限り、都市独自の自由維持という理念に十分には相応していなかった。この頃、フィレンツェが「グェルフィと自由」という親教皇的イデオロギーを使用していることは、皇帝の脅威をまだ念頭から完全には払拭できない状況を示している⁽³³⁾。

都市の共和制に固執する見解は、世界の君主制的秩序を強調する見解と抵触する場合もありうるだろう。一四世紀中葉に注解学派バルトルスが展開している議論は、この観点から読まれうる。まず、共和制的自治に関する彼の議論を見てみよう。彼は『都市統治論』の中で、自らが生活していたペルージャのみならず、フィレンツェを含む北・中部イタリアの諸都市を考察の対象としている。彼はその議論の最初で、統治形態を六つに分類するアリストテレスに従っている(ただし、そのうちの悪しき三統治形態をいずれも「専制」と呼んでいる⁽³⁴⁾)。バルトルスは、ダンテの議論とは異なり、すべての国王が善良なわけではないがゆえに、「王制(monarchia)ないし一人支配が最善とは限らない」と主張している⁽³⁵⁾。彼は、専制の形成を防止するという観点から、国家をその規模の大きさという基準で三つに分類し、それぞれに適切な統治形態があるという議論を提示している⁽³⁶⁾。その議論によれば、ローマ帝国のような最大規模の国家では、君主制

が適切であるものの、中規模の都市国家では貴族制が、小規模の都市国家では民主制が適切である。複数者統治の理念という点からすれば、トスカーナの諸都市（中小規模の国家）に関する彼の見解を共和主義と呼びうる。

バルトルスが、都市は「それ自体で君主 (Sui Princes)」であるという有名な命題を表明している点も、右のことから容易に理解できよう。この命題は、皇帝の干渉を排除するためのフランスなどの主張、すなわち、「いかなる上位者をも認めない国王 (rex) は、その王国内において君主である」という主張を受容している。バルトルスによれば、「上位者を認めない」ところの都市国家は、事実上すでに自治を行っており、また、都市内部では都市国家が君主として「支配権 (imperium, iurisdictio)」を保有する⁵⁷⁾。すなわち、トスカーナの都市国家は、「自由な国民」であり、その内部では皇帝が行使しているような権力（立法権・裁判権・執行権など）を手にしているのである。ここに都市の自立の理念を見出すことは容易であろう。もしこうした主張が事実上独立している都市国家の法的・権利の表明だとすれば、皇帝は、もはや都市の上位者ではないだろう。では、都市はそれをどのように獲得したのであるか。たしかに、バルトルスは、例えば、長期的慣習という点から都市国家がそれ自体で支配の正当性を有しうると考えないわけではなかった。しかしながら、彼は、伝統的見解と同様に、具体的な都市国家による支配権の時効的取得を積極的に認めていないように見える⁵⁹⁾。また、市民の同意という根拠も、対外的にはさほど有効ではないだろう。

都市の支配権がもし皇帝から付与されたものとすれば、皇帝は法的には、都市の上位者である。実際、ローマ法に依拠するバルトルスは、法的源泉としての皇帝の権威を明確に論じている⁶⁰⁾。彼によれば、皇帝は「法律上すべての諸国民を支配する」存在であった⁶¹⁾。もしこうした前提を一貫させるならば、都市国家による支配の法的根拠は、皇帝に求めざるをえない。また、バルトルスの考えでは、皇帝の地位が神に由来するがゆえに、それはいわば地上の神であり、したがって、その世界支配を否定することは、異端的でさえあった⁶²⁾。さらに、バルトルスは、都市の支配権を篡奪した当時の「専制君主」について論じており、皇帝がこの支配者を法的に排除しようと考えていた⁶³⁾。だとすれば、彼はやはり、帝国の法秩序という観念を完全には破壊していないことになる。

とはいえ、都市国家が支配権を皇帝から付与されたという説明は、おそらく意識的に回避されているようである。た

しかに、帝国の世界支配という觀念が一般的だったとすれば、都市国家が皇帝（ないし教皇）の代理である場合、都市は、その内部、コンタード（周辺農村地域）、さらにその周辺の都市のいづれに對してであれ、自らへの服従を要求することができよう。しかし、皇帝と都市国家の意志が戦争のような形で根本的に対立する場合、法的源泉を帝国に見出す立場を採る限り、法的には皇帝が都市国家の存在を否定しうることになる。彼は、都市国家が単独でその権力の正当性を有するという主権論的な説明を少なくとも一貫させてはいない。そうした両義的な態度は、状況判断に基づく彼の政治的思慮によるものかもしれない。だが、かりに皇帝の一定の權威を認めるにせよ、ペルージャ市民たる彼の個人的信条は、その都市国家（ないし一般的な都市国家）に対する皇帝の直接的干渉を認めようとしなかつたであろう。⁽⁶⁵⁾「都市がそれ自体で君主である」という命題を表明することは、都市の自立性を読者に印象づけるものである。

三 フィレンツェの支配権拡大と自由のイデオロギ―

バルトルスの命題は、皇帝ないし教皇を頂点とする階層的秩序觀が希薄となつていたことを示している。上位者に対する都市国家の自立という考えは、一四世紀後半により鮮明となる。その意識や思想は、都市国家の支配権拡大という現実と密接な関係がある。そこで、本節では、主に教皇支配に對抗するフィレンツェの政策を踏まえながら、そうした意識や思想の変化を明らかにしよう。

すでに一四世紀初頭以降、フィレンツェの外交文書では、都市国家ないしトスカーナ地域の自由というテーマが繰り返されてきた。⁽⁶⁶⁾また、フィレンツェの法令からは、聖俗いづれの支配勢力にも従属すまいという意志が見て取れる。⁽⁶⁷⁾フィレンツェで一三四三年に民衆的統治が成立した後、それまでの教皇寄りの路線は、もはや自明の方策ではなかつた。⁽⁶⁸⁾その理由の一つは明らかに、フィレンツェの拡大政策が教会国家との軋轢を生じさせた点にある。多くのフィレンツェ市民からすれば、教会国家の対外的活動は、イタリアにおけるグェルファイ主義の擁護というよりも、トスカーナ地域の併合を狙う野心的試みに他ならなかつた。⁽⁶⁹⁾他方で、フィレンツェは、さらにアレツツォ、プラート、ピストイア、ヴォル

テッラなどを獲得し、トスカーナ地域での覇権を掌握しつつあった。

フィレンツェがこの地域での支配権を徐々に拡大する一方で、その地域外の大規模勢力に対抗する場合には、自らの安全の確保は、同地域における他の諸共和国の協力にかかっていた。これまでもフィレンツェは、拡大するミラノの脅威を念頭に置きつつ、トスカーナやその周辺地域の自由擁護のためにこうした地域の諸国家が協調すべきだと訴えていた。⁽⁷⁴⁾ そうした統一的政策の観念は、けっして新しいものではなかった。例えば、ジョヴァンニ・ヴィッラーニは、古代ローマの偉大さが、ローマ人のみならず、すべてのイタリア人の協調関係によって成し遂げられたと見ており、そのうちのトスカーナ人の役割を強調している。⁽⁷⁵⁾ 兄の執筆作業を継承したマッテオ・ヴィッラーニも、トスカーナの自由を古代ローマからの遺産と見ていた。彼の『年代記』によれば、「フィレンツェ、ペルージア、シエナといった都市」は、外部の専制に対抗しながら、「古代ローマによって彼らに残された権利と自由を維持してきた」。⁽⁷⁶⁾

もはやフィレンツェの「グェルフ主義」は、都市が教会に服従すべきだという理念的要素を失いつつあった。⁽⁷³⁾ シエナでも反教会の感情が広まっていた事実からすれば、フィレンツェが、同様の境遇にある諸都市と提携を試みたことは、容易に想像できよう。⁽⁷⁴⁾ パラッツォ・デル・ポポロの碑文では、「フィレンツェ主導の下で、全トスカーナは幸福を享受している」と記されている。⁽⁷⁵⁾ さらにその中で、この都市は、古代ローマと同列に置かれている。言ってみれば、教会のグェルフイ同盟は、フィレンツェを中核とするトスカーナ同盟に取って代わった。フィレンツェ主導によるこの地域の安定確保という政策は、その都市がかつての上位者たる教会に敵対する勢力となっていたことを物語っている。このことを端的に示す事件は、一三七五年から一三七八年までのフィレンツェと教会国家との直接対決である。⁽⁷⁶⁾

「八聖人戦争」と呼ばれるこの戦争でも、フィレンツェの戦略は、自由という名の下で中部イタリア諸都市に同盟を求めるものであり、この観点からフィレンツェは、自らともに教皇に対抗するよう強く訴えかけた。⁽⁷⁷⁾ トスカーナの諸都市の多くは、共和制的自治を維持しており、このことを考慮したフィレンツェは、周辺諸都市の自由を尊重する態度を示していた。⁽⁷⁸⁾ 共和国の書記官コルツチョ・サルターティも、その外交文書の中でトスカーナ（ないしイタリア）の自由維持と外部的専制への抵抗とを繰り返して訴えている。⁽⁷⁹⁾ 彼によれば、「トスカーナ全体は、あたかも一つの身体のように、協

力して侵攻者に対抗し、自らと他のトスカーナ人の安全を確保するであろう⁽⁸⁰⁾。容易に推測されるように、周辺諸都市は、現在の統治者と統治形態との維持を重要な条件として外国勢力と手を結ぼうとしたであろう。この点を踏まえるならば、フィレンツェの外交文書で繰り返される「自由」というテーマが、対教皇同盟の形成・維持においていかにそのイデオロギーの重要性を持っていたかを理解できよう。

たしかに、フィレンツェは、トスカーナの自由を標榜し、周辺諸都市の自治を認める傾向を持っていた。しかしながら、その存在は、その周辺諸都市から見ると、他の有力な外国勢力と同様に、自らに実質的な帝国支配を及ぼしかねないものであろう⁽⁸¹⁾。フィレンツェのこれまでの対外拡張は、たとえ周辺諸都市がそれを専制的行為と非難しなかったとしても、それら諸都市には明白であった。実際、教皇グレゴリウス一世は、彼らフィレンツェ人こそが「周辺諸都市の自由を可能ならばつねに隷属させたのだ」と主張した⁽⁸²⁾。すでに指摘されているように、アルプス以北と比較した場合、イタリアの都市国家の基本的特徴は、すでにその最初期以来、都市がコンタードの封建貴族や近隣都市を吸収し、こうした周辺領域を統一する力を持ち続けた点にある⁽⁸³⁾。フィレンツェのトスカーナ地域への野心的試みは、自らの起源をしばしば古代ローマに求める態度と重なり合う⁽⁸⁴⁾。人文主義者サルターティは、ローマがフィレンツェの母であるという見解を継承しているが、彼がそうした神話を積極的に利用したことは、都市の対外政策を擁護する意図があったと考えるべきであろう。

コンタードや近隣都市の征服という、中心都市から遠い地点に支配領域を拡大する活動は、教会国家に限らず、同様の形で成長してきた他の外国勢力と衝突せざるをえない。その典型的な事例としてフィレンツェとミラノの対立が挙げられよう。サルターティはすでに十四世紀中葉に、ミラノをトスカーナ地域への脅威と捉えて、自由維持のためにはこの地域の諸都市の統一的政策が不可欠だと周辺諸都市に訴えかけていた⁽⁸⁵⁾。フィレンツェのこうした主張は、一三九〇年頃から始まるミラノとの本格的な対決において際立っている。よく知られているように、フィレンツェはこの時期に、ミラノの支配者ジャンガレアツォ・ヴィスコンティを専制君主と呼びつつ、その支配を自らの自由な統治に対置させた⁽⁸⁶⁾。盟主フィレンツェは、例えば、「われわれは、自らの自由擁護のために、また、きわめて重いくびきによって抑圧さ

れた人々の自由のために、武器を取っているのだ」と公言した⁽⁹⁷⁾。その際、フィレンツェは、伝統的な地域的連携の意識に訴えるために、「グェルフイと自由」というスローガンの使用をも惜しまなかった⁽⁹⁸⁾。こうしたプロバガンダの積極的展開もまた、主に周辺都市同盟の形成・維持・強化を意図したものと見てよいであろう。サルターティは、人文主義の点でペトラルカの後継者であり、彼の外交文書の特徴は、古代の教養や雄弁・修辭学を駆使している点に見出すことができる⁽⁹⁹⁾。サルターティの文筆能力は、敵將ヴィスコンティが彼の文書を千の騎兵に匹敵すると語った、と言われるほどであった⁽⁹⁰⁾。

フィレンツェによるこうした言論活動の必要性は、一五世紀に入ってもけつして低下しなかった。この頃、きわめて多くの都市が、必ずしも自発的ではないにせよ、ミラノの傘下に属するようになり、それゆえ、フィレンツェは、政治的孤立を深めるのみならず、存続の危機にさえあつた⁽⁹¹⁾。ミラノ陣営に加入した諸都市の著述家は、ヴィスコンティの統治がこれまでの絶え間ない闘争に終止符を打ち、イタリアに平和を確立するであろうという期待を表明し、その支配を容認する態度を示した⁽⁹²⁾。また、ミラノ自身も、フィレンツェのプロバガンダに対抗し、例えば、フィレンツェが自らの「親」である教会を攻撃したという「不敬な」事実を突くのみならず、かつて教皇が用いていた論理、すなわち、フィレンツェの「過酷な専制」こそが、イタリア人の多くを苦しめているのだという主張で応戦した⁽⁹³⁾。さらに、ミラノやその同盟国は、フィレンツェの内部にも、古代アテネの場合と同様、少数者による専制がある、と弾劾した⁽⁹⁴⁾。

サルターティは『ヴィチェンツァのアントニオ・ロスキに対する論駁』などで、それらの非難を逐一論駁している。この著作の中で注目しておくべきは、トスカーナの諸都市が北イタリアの地域とは異なる特徴、つまり自由を維持している、という主張である⁽⁹⁵⁾。こうした議論上の戦略は、フィレンツェとトスカーナ諸都市が、君主制ミラノやその同盟国とは対照的に、共和制という政治的慣習を共有している、という事実を周辺諸都市に再認識させる点にあつた。周辺諸都市宛のフィレンツェ外交文書は、例えば、「われわれは、たんに地理的な近さだけでなく、統治形態の特性と自由への欲求の点で同様である、ということをおなたの方に思い出させよう」と訴えている⁽⁹⁶⁾。他方でサルターティは、フィレンツェ内部の専制という非難にも反論を示している。彼が力説したことは、フィレンツェ共和国は、君主の恣意的な権力行使

が可能なミラノとは異なり、例えば、その政策遂行上、民衆の審議を必要とすること、さらには、共和国の制度が官職交代や在職期間を定めていることである。⁽⁹⁷⁾ 彼は、フィレンツェが他国とは異なり、共和主義的自由の慣習を持っていることを強く意識していたと言えよう⁽⁹⁸⁾

こうした共和主義的見解にもかかわらず、サルターティの議論には、一人支配を擁護している見解がないわけではない。そのため、従来の研究では、ちょうどマキアヴェツリ解釈の場合と同様に、サルターティの思想に矛盾や転向があるのではないかと考えられてきた。⁽⁹⁹⁾ 本論は、フィレンツェの共和主義の連続性を指摘するものであるため、この問題に取り組む必要がある。サルターティは、共和国の書記官職に約三十年も就いており、また、この都市への愛着を表明している。⁽¹⁰⁰⁾ だとすれば、彼がフィレンツェ共和国の伝統から離脱した、と速断することには慎重でなければならぬであろう。

まず、サルターティは外交書簡で、たしかに皇帝を「世界の支配者」や「イタリアの父」と呼んでいる。⁽¹⁰¹⁾ だが、彼がこうした主張は、実践的見地からすれば、必ずしも都市の帝国への従属を意味するものではない。むしろ、政治的な孤立状態に陥ったフィレンツェが、皇帝に自らへの支援・協力を要請することは、少なくとも当面のところは、まさにその自由維持のために有効な手段であった。同様の観点から、イタリアの統一という主張も、それがフィレンツェの従属を伴う形でのイタリア国家確立を指していない以上、都市の共和制的自治と両立しうる。⁽¹⁰²⁾

次に、サルターティは『専制君主論』で、帝制（ないし君主制）が望ましいという議論を展開している。⁽¹⁰³⁾ たしかに、彼がそこで他の統治形態に対する君主制の優位を主張しているため、右に述べた実践的見地ではなく、純粹に理論的見地からすれば、フィレンツェ共和制的自治の否定を帰結する可能性がないわけではない。パドヴァの学生に宛てられたこの著作がいかなる意図に基づいていたか、という問題の解明にここで取り組む余裕はないが、次の三点は留意しておくべきであろう。第一は、サルターティが帝制の無条件的な優位を主張しているわけではないという点である。⁽¹⁰⁴⁾ 彼の議論は、ダンテとは異なり、皇帝の善性という前提で展開されてはいない。第二は、サルターティがたしかに帝制の優位性を論じているものの、この議論は、帝制すなわち悪であるという単純な見解に対抗したものであるという点である。

このような皇帝論が展開された時期が、篡奪者たるジャンガレアツツォ・ヴィスコンティに付与された公爵の称号を取り上げるよう、フィレンツェが新皇帝に期待していた頃と重なることは、十分に考慮されるべきであろう⁽¹⁸⁾。

第三に、最も重要なことだが、サルターティがその著作で紹介している議論は、人間の共同体を三つに区分している。彼は、それらが「国家、都市ないし地方、家」であり、それぞれに異なる統治形態があると説明している。この議論によれば、都市の統治形態とは、「ボリス的」統治であり、これは「国家」における王制に対比されている⁽¹⁹⁾。こうした説明は、すでに指摘したように、大規模の国家では一人支配が適切であるが、都市国家には固有の統治形態が採られるべきだ、というマルシリウスやバルトルスらの伝統的記述と同様である。だとすれば、サルターティの主張もまた、伝統的な理解と同様に、世界君主制の理念を示しながら、フィレンツェ共和国の存続を前提としていた、と解釈するのが自然であろう(専制君主に関する論点などにおいて彼の議論は、バルトルスからの直接的影響がうかがえる)。さらに、十分に留意すべきは、この著作で彼が議論の対象としてフィレンツェの名をまったく挙げていない点である⁽²⁰⁾。

四 フィレンツェの覇権と歴史解釈

前節では、フィレンツェの思想が教会の権威から脱却していったことを明らかにした。本節では、レオナルド・ブルーニが、神聖ローマ帝国に代わる権威をフィレンツェの歴史に求めたということ点を指摘する。彼のこうした知的作業は、フィレンツェが周辺地域の支配者であるという当時の現実を明らかに意識しており、その作業はこうした意識の下で、自由や共和制という価値に訴えつつ、都市国家の対外的支配を正当化する試みであった。

サルターティの書記官職を継承したブルーニは、古代ローマの娘・フィレンツェという神話を積極的に利用している。彼が一五世紀初頭に執筆した『フィレンツェ市礼賛』によれば、フィレンツェの対外的な支配権は、世襲的相続によってローマから継承されたものであり、それゆえ、フィレンツェの財産の防衛ないし回復という観点からすれば、その対外戦争の正しさは明白である⁽²¹⁾。ブルーニの説明するところでは、フィレンツェの相続権が導き出されるのは、ちょうど、

國王がその威厳を持っていた時期にのみ子孫が相続権を得るように、ローマが最も偉大であった時期、すなわち、カエサルら専制君主がまだその自由を篡奪していない時期にフィレンツェが誕生した、という事実からである。ブルーニによれば、ローマ人が「一人支配」に従属させられた後、彼らの才能や能力は消滅してしまったが、それ以前に起源を持つフィレンツェは、高貴な出自ゆえに、その後も実際に自由を享受し、外国の専制君主たちに対抗し続けてきたのである。彼のこうした視座からすれば、都市の起源に関する問題と、同時代の覇権の問題とは、きわめて密接に関連する。また、ブルーニは、フィレンツェのイタリアにおける覇権を、正義や慈悲という徳から、すなわち、その都市が周辺諸都市との良好な関係を構築したという点から導き出している。彼が描き出そうとしたのは、それら都市にとつての「自由の守護者」というフィレンツェ像であった。この著作は、形式的にはギリシアの古典的作品の模倣にすぎない。だが、そこからは、同時代の領域国家フィレンツェの政策を正当化する意図が見て取れるであらう。

他方、『フィレンツェ市礼賛』の後半でブルーニは、フィレンツェが自らの内部における専制を防止するため、行政職の権限分散、複数者による決議修正、短い官職期間といった共和制的な仕組みを設けていることを論じている。すでに述べたように、人文主義者ブルーニはその著作で、古代ローマと同時代フィレンツェが自由や共和制という点で共通していると見ている。だが、古代史の解釈と同時代の政治理解を直結させるならば、ダンテによる歴史解釈、すなわち、カエサルへの肯定的評価は、ブルーニには受け入れがたいはずである。フィレンツェに対する彼の共和主義は、皇帝を擁護する歴史解釈の立場と抵触せざるをえなかった。実際、彼の『ピエロ・パオロ・ヴェルジェリオに献じられた対話』は、帝制支持者ダンテの態度に批判的である。ブルーニはその第一部で、古代人崇拜の観点から、ダンテ、ペトラルカ、ボッカッチョという同時代の著述家を批判するが、その後おそらく改めて執筆された第二部では、その説を撤回し、フィレンツェの高名な三偉人を賞賛している。ブルーニは、このようにダンテの地位を回復させたとはいえず、注目すべきことに、ダンテのカエサル評価を不適切と考える点では、終始一貫している。

もしフィレンツェが自らの支配権を古代ローマから直接導き出しるのであれば、同時代の神聖ローマ帝国は、法的源泉としてさほど重要な存在ではないだろう。もちろん、ブルーニの主張する議論がフィレンツェ以外の人々に十分な

説得力を持つていた、と推測することは困難である。だが、フィレンツェ人にとつて、帝国の実力の衰退は、歴然とした事実であつた。その頃の神聖ローマ帝国は、ドイツでの領邦君主への分権的色彩を強めており、皇帝によるイタリア支配は、著しく現実味を欠いていた。⁽¹⁰⁾ 実際、フィレンツェは、皇帝ループレヒトをイタリアに招き、ミラノに対抗させようとしたものの、彼の軍隊は、フィレンツェからの金銭的支援にもかかわらず、敗北して退却せざるをえなかつた。たしかに、ブルーニは当時の皇帝に対して、皇帝がキリスト教世界の統一者であると表明してみせてはいる。⁽¹¹⁾ しかし、他方で、ミラノを打倒し「イタリアを救つた」フィレンツェは、ブルーニの表現を借りるならば、今や「全世界の権力や支配権を手中にしうる」存在であつた。こうした表現に誇張があることは言うまでもないが、そこからは、彼の意識における皇帝権威の低下を容易に読み取りうるであらう。

ブルーニにとつて、普遍的なグェルフイ主義の観念も、もはやフィレンツェの個別的利益に優位するものではなかつた。⁽¹²⁾ 対外的実力を備えた都市国家は、もはや上位者の権威にすぎる必要はないであらう。実際のところ、「グェルフイ」という表現は、一五世紀の初頭以降、フィレンツェの外交文書から急速に姿を消しつつあつた。⁽¹³⁾ こうした変化の要因には、まず「アヴィニヨン捕囚」やその後の大分裂で教会そのものが政治的影響力を低下させていた点が挙げられよう。さらに、フィレンツェが教会国家と戦つた点は、すでに見たように、その変化の決定的要因である。

もはやフィレンツェでは、教皇と皇帝のいづれもが、ミラノやフィレンツェへの干渉能力を失つてゐる、とさえ考えられていた。⁽¹⁴⁾ 他方、フィレンツェ人は、自らの卓越性の意識を強化してゐた。すでにサルターティは、イタリアの中でただフィレンツェ人のみが、ほぼ一五年の間ヴィスコンティの企図に抵抗してきたということを誇つてゐた。⁽¹⁵⁾ フィレンツェはその戦果として、一四〇六年に待望の港湾都市ピサを獲得し、海上貿易に不可欠な出口を押えた。ブルーニの『フィレンツェ市礼賛』は、世界におけるフィレンツェの偉大さという意識を端的に示してゐる。この意識の背後には、フィレンツェが他の諸国家を支配するという意味で、帝国となつてゐたという事実がある。⁽¹⁶⁾ 初期「近代」の政治思想の特徴は、すでに論じられてゐるところでは、広域のキリスト教共同体観の崩壊と、それに代わる個別的國家観の登場という点に見出される。⁽¹⁷⁾ こうした特徴は、フィレンツェにもおおよそ妥当すると言えよう。

おわりに

本論は、フィレンツェにおける共和主義の連続性を指摘するとともに、その思想的な変化を描写してきた。この都市の政治論は、普遍的帝国から個別的國家へとその重点を移行させることとなった。フィレンツェを卓越した存在と位置づける態度の背後には、この都市國家のトスカーナ地域における實際の覇權獲得があった。この地域の盟主となっていたフィレンツェは、共和主義的自由という価値に訴えながら、自己の生き残りと対外支配を圖つたのである。こうしたイデオロギー表明は、かりにフィレンツェ書記官たちの個人的確信の表れではなかったとしても、この都市自身が共和の伝統を持つていたがゆえに有効な手段だと考えられた。ルネサンス・フィレンツェの特徴の一つは、都市の帝國化と共和主義的自由のイデオロギーとの結合にある。このイデオロギーが人文主義的性格を強く帯びていることは、改めて言うまでもない。

フィレンツェにおける共和主義的言説の高まりは、世俗化の現象と同時並行的である。人文主義の發展は、それが異教時代の古典に深く関与するものであったために、世俗的な共和主義と深い関連を持つていえると言えよう。神の絶対的な世界支配という觀念が弱まるならば、個別的國家や複數者統治を正当とする余地が大きくなろう。また、フィレンツェの共和主義の伝統は、フィレンツェの内政、すなわち、党派対立の問題（共和制の枠内での具体的統治形態という問題）に関する議論を検討することで、より確實に論証されるであろう。これらの二点は、稿を改めて論じることとしたい。

こうした世俗的な共和主義は、マキアヴェツリの時代に繼承される。彼の実践的な戦略は、フィレンツェ共和国によるトスカーナ覇權の確立という、この都市の伝統的路線に沿つたものであった。この政治的路線に基づきながら構築された彼の理論は、古代ローマ共和國を規範とするものであった。だが、彼のこうした理論は、既存の世界秩序全体に対して破壊的である。彼の構想によれば、フィレンツェ共和国は、国内で自由な民衆の統治を採用するとともに、対外的には支配權拡大を続け、突き詰めるならば、自らを頂点とする形での世界帝國（君主國）となるのである。こうした理論構築は、本論で示した思想的变化の最終段階に位置づけられよう。

注

- (1) Hans Baron, *The Crisis of the Early Italian Renaissance: Civic Humanism and Republican Liberty in an Age of Classicism and Tyranny*, Revised Edition (Princeton: Princeton University Press, 1966).
- (2) Eugenio Garin, *L'umanesimo italiano: Filosofia e vita civile nel Rinascimento* (Roma-Bari: Gius. Laterza & Figli, 1994). 著者水純二訳『イタリヤのヒューマニズム』(創文社、一九七〇年)。
- (3) Ronald Witt, 'The Concept of Republican Liberty in Italy', in *Renaissance: Studies in Honor of Hans Baron*, ed. by Anthony Molho and John A. Tedeschi (DeKalb: Northern Illinois University Press, 1971), pp. 173-199.
- (4) 例えば『パロンの解釈から着想を得た』・G・A・ホーコックは、時間(「特殊」)を理解する新しい様式を「シヴィック・ヒューマニズム」による用語の捉えかたのその様式を後世の大西洋地域に於て見出している。J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 1975).
- (5) Antony Black, *Political Thought in Europe 1250-1450* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), ch. 4. Nicolai Rubinstein, 'Political Theories in the Renaissance', in *The Renaissance: Essays in Interpretation* (London: Methuen, 1982), pp. 153-200. Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought* (Cambridge: Cambridge University Press, 1978), vol. 1, chs. 2-3. Id., 'Machiavelli's *Discorsi* and the pre-humanist origins of republican ideas', in *Machiavelli and Republicanism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), pp. 121-141, esp. 133-134. ただし、スキナーは『近代政治思想の諸基礎』では「共和主義的自由」を専制の不在と捉えており、それゆえ、本論の定義とは異なり、君主制と対比される共和制の理念を考察の対象としておられるわけではなからぬ。Id., *Foundations*, pp. 6-7.
- (6) この定義については、ズドの文献を参考された。Nicolai Rubinstein, 'Florence and the Despots: Some Aspects of Florentine Diplomacy in the Fourteenth Century', in *Transactions of the Royal Historical Society*, 2 (1952), p. 5. Id., 'Florentina Libertas', in *Rinascimento*, 26 (1982), pp. 3-26.
- (7) なお、この自由概念は、古代ギリシアにおける用法の一つを継承しているようである。豊田和正「古代ギリシア人の自由——他者認識の観点から——」『ヨーロッパの市民と自由——その歴史的諸相の解明』(早稲田大学アジア太平洋研究センター、一九九九年)三—三二頁。
- (8) Daniel Waley, *The Italian City-Republics* (Toronto: McGraw-Hill Book Company, 1969), p. 21. 森田哲郎訳『イタリヤの都市国家』(平凡社、一九七一年)四六頁。

- (9) Robert L. Benson, 'Libertas in Italy (1152-1226)', in *La notion de liberté au Moyen Age Islam, Byzance, Occident: Penn-Paris-Bamberton Oaks Colloquia IV, Session des 12-15 octobre 1982, organisée par George Makdisi, Dominique Sourdel et Janine Sourdel-Thomine* (Paris: Les Belles Lettres, 1985), pp. 191-213. Waley, op. cit., pp. 127, 145. 邦訳『一五九—一七四頁。野口洋二「祖国の自由」から「都市の自由」へ——都市の自由のついでの一考察——』『ヨーロッパの市民と自由』三三—五六頁。佐藤真典「中世イタリア都市国家成立史研究」(ミネルヴァ書房、二〇〇一年) 特に第五章。
- (10) Benson, op. cit., pp. 193-194. ギルト・マルトホフ「中世人と権力——「国家なき時代」のルールと駆引」柳井尚子訳(八坂書房、二〇〇四年) 二一〇—二二二頁。
- (11) Benson, op. cit., pp. 198, 202-206. Rubinstein, 'Florentina Libertas', p. 4.
- (12) オットー・ノットン・キールケ「中世の政治理論」阪本仁作訳(ミネルヴァ書房、一九八五年) 第二篇第五章。
- (13) John A. Watt, *The Theory of Papal Monarchy in the Thirteenth Century: The Contribution of the Canonists* (New York: Fordham University Press, 1965). キールケ「前掲書」第二篇第四章。M・パコー「テオクラシー——中世の教会と権力——」坂口昂吉・鷲見誠二訳(創文社、一九八五年)。
- (14) Witt, 'The Concept of Republican Liberty', pp. 176-185.
- (15) Thomas Aquinas, *De Regimine Principum ad Regem Cypri*, in *Aquinas: Selected Political Writings*, ed. by A. P. D'Entreves, tr. by J. G. Dawson (Oxford: Basil Blackwell, 1959), I, 2. 偶数頁にラテン語原文、奇数頁に英語訳掲載。柴田平三郎訳『君主の統治のこころ——誰かへキプロス王に捧げる』(慶應義塾大学出版会、二〇〇五年) 一九—二二頁。
- (16) 次の論文は、『君侯統治論』執筆時におけるイタリア政治へのトーマスの関心や経験に焦点を当ててゐる。Jeremy Catto, 'Ideas and Experience in the Political Thought of Aquinas', in *Past and Present*, 71 (1976), pp. 3-21.
- (17) Marvin B. Becker, *Florence in Transition: Vol. I, The Decline of the Commune* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1967), pp. 13-14.
- (18) Prolomaeus de Lucca, *De Regimine Principum Continuatio*, in S. *Thomas Aquinatis Opera Omnia*, curante Roberto Busa (Stuttgart-Bad Cannstatt: Frommann-Holzboog, 1980), pp. 550-570. Marsilius of Padua, *Defensor Pacis*, ed. by C. W. Previté-Orton (London: Cambridge University Press, 1928).
- (19) Prolomaeus, op. cit., IV, chs. 1-2.
- (20) *Ibid.*, III, 19. Charles T. Davis, 'Roman Patriotism and Republican Propaganda: Ptolemy of Lucca and Pope Nicholas

- III, *Spectrum*, 50 (1975), pp. 411-433.
- (21) Marsilius, op. cit., I, 2, p. 7.
- (22) *Ibid.*, I, 17, p. 90. Cf. Nicola Rubinstein, 'Marsilius of Padua and the Italian Political Thought', in *Europe in the Late Middle Ages* (London: Faber and Faber, 1965), pp. 44-75.
- (23) Marsilius, op. cit., I, 19. その他の思想家における同様の意識は、ギルケの前掲書、一二六、二五五―二五六頁の例示からうかがえる。
- (24) フィレンツェ人は遅くとも一三世紀初頭には、自らの「祖国 (patria)」の自由が死守すべき価値であり、古代から継承したものとみなしていた。Benson, op. cit., esp. pp. 204-205.
- (25) Cf. Ronald Witt, 'A Note on Guelfism in Late Medieval Florence', in *Nuova Rivista Storica*, 53 (1969), p. 138.
- (26) 時期によって詳細は異なるが、プリオーリ (当初は六名、後に八名) と「正義の旗手 (gonfaloniere di giustizia)」(二名) は、最高の執行機関「シニョリア」を構成する (この文脈では、イタリア諸都市の統治形態としての君主制を意味するものではない)。この官職は、アルテに登録されている三〇歳以上の男性が就任しうる。後に、シニョリアは、「二人の有識者会議」と「一人の地区代表者会議」という二つの諮問機関 (コッレージ) を備えることとなる。シニョリアとコッレージとは、いわゆる「三大官職」を構成する。プリオーリの権限は非常に大きいものの、その任期は、わずか二ヶ月であり、在任中彼らは、「党派」形成の防止という観点から、外部との個人的な接触・交渉を避け、市庁舎での厳格な共同生活を営む。また、プリオーリは自らの任期満了後、三年間 (後に二年間) 再選が禁じられている。さらに、その家族や親族も、任期満了後の一定期間、その職に就くことができない。官職期間のこうした著しい短さは、容易に想像できるように、政策の継続性や統治の効率を犠牲にせざるをえない。逆に言えば、頻繁な官職の交替からは、そうした犠牲を払ってまでも、フィレンツェ市民が権力の集中を防止しようとしたことがわかる。
- (27) すでに一三世紀後半、ダンテの師ブルネット・ラティニは、フィレンツェからフランスに亡命した際、君主制に対する共和制的統治の優位を次のように論じていた。「統治には三つの種類がある。第一に国王たちの統治、第二に貴族たち (bons) の統治、第三に多数者 (都市) (communes) の統治であり、この最後のものがこれらの中で最善である。」Brunetto Latini, *Li livres dou tresor*, edition critique par Francis J. Carmody (Geneve: Slatkine reprints, 1998), II, 44, p. 211.
- (28) Remigio de' Girolami, *De Bono Communi*, qu. by L. Mino-Paluello, Remigio Girolami's *De Bono Communi*: Florence at the time of Dante's Banishment and the Philosopher's answer to the Crisis', in *Italian Studies*, 11 (1956), p. 60.
- (29) エルンスト・H・カントローヴィッチ『王の二つの身体』小林公訳 (平凡社、一九九二年)、四六五―四六七頁。

- (30) Remigio, *De Bono Pacis*, in *Studi danteschi*, 36 (1959), pp. 123-136, esp. p. 129.
- (31) Id., *De Bono Communi*, qu. by Teresa Rupp, 'Damnation, Individual and Community in Remigio dei Girolami's *De Bono Communi*', in *History of Political Thought*, 21 (2000), p. 230.
- (32) Charles T. Davis, 'An Early Florentine Political Theorist: Fra Remigio De' Girolami', in *Proceedings of the American Philosophical Society*, 104 (1960), esp. pp. 666-668. Mino-Paluello, op. cit., p. 59. Rupp, op. cit., pp. 235-236.
- (33) Remigio, *De Bono Communi*, qu. by Mino-Paluello, op. cit., p. 62.
- (34) Davis, op. cit., pp. 667, 671-676.
- (35) Mino-Paluello, op. cit., p. 57.
- (36) Gene A. Brucker, *Florentine Politics and Society: 1343-1378* (Princeton: Princeton University Press, 1962), pp. 72-73, 75.
- (37) Giovanni Villani, *Cronica*, a miglior lezione ridotta coll'aiuto de' testi a penna, con note filologiche di I. Moutier e con appendici storico-geografiche compilate da Franc. Gherardi Dragomani (Frankfurt: Minerva GMBH, 1969), VIII, 36, p. 39.
- (38) Nicolai Rubinstein, 'The Beginnings of Political Thought in Florence', in *Journal of the Warburg and Courtauld Institutes*, 5 (1942), p. 217. Cf. Villani, op. cit., III, 5, p. 133.
- (39) Dino Compagni, *Cronica delle cose occorrenti ne' tempi suoi*, introduzione e note di Giulio Bezzola (Milano: Biblioteca Universale Rizzoli, 1982), III, 35, p. 259.
- (40) Ibid., Proemio, pp. 45-46.
- (41) Ibid., III, 41, p. 269.
- (42) Dante Alighieri, *De Monarchia*, ed. by E. Moore (Oxford: Clarendon Press, 1916), I, 14, p. 349. 黒田正利訳「帝政論」『世界代思想全集—哲学・文学思想篇』四(河出書房新社 一九六一年) 七三頁。フイレンツェによるローマ皇帝への抵抗は「タレントには不快なものに思われた。彼にとって、この都市は、「ローマの最も美しい娘」であった。Id., *Convivio*, in *Tutte Le Opere*, a cura di Luigi Blasucci (Firenze: Sansoni Editore Nuova, 1981), I, 3, p. 113. それゆえ「彼の考えでは、娘たるフイレンツェがローマ帝國に敵対するに当り、自らの母親を傷つけようとするに他ならぬ」。Id., *Epistole*, VII, 3, p. 333.
- (43) Id., *Monarchia*, I, 12, p. 347. 邦訳「中〇頁」 Cf. Id., *Epistole*, V, 6, p. 325, VI, 3, p. 328.
- (44) Id., *Convivio*, IV, 4-5.
- (45) Id., *Monarchia*, I, 5-8. 邦訳「六四—六六頁」。

- (46) Ibid. III, 4-14. 邦訳、九七—一〇頁。Id., *La Divina Commedia*, in *Tutte Le Opere*, esp. Inferno, cap. 16, p. 437. 平川祐弘訳『神曲』(河出書房新社、一九九二年)、一八五頁。
- (47) ダンテは『帝制論』第三編全般で、教皇の皇帝に対する優位性を明確に否定している。しかし、彼の考えでは、人間には二重の目標があるため、両者はそれぞれの目標の達成を目指すべき存在であった。それゆえ、ダンテによれば、皇帝が教皇に敬意を示すことは不可欠である。Id., *Monarchia*, III, 16. 邦訳、一二二頁。
- (48) J・グテ『救済の帝国——ダンテと政治——』小林公訳(木鐸社、一九七六年)、第三章参照。
- (49) Dante, *La Divina Commedia*, esp. Purgatorio, cap. 6, p. 518. 邦訳、一四八頁。Id., *Epistole*, V, 2, p. 325.
- (50) Id., *De Vulgari Eloquentia*, I, 6, p. 16. 岩倉具忠訳『俗語詩論』(東海大学出版会、一九八四年)、一七頁。偶数頁にラテン語原文、奇数頁に邦語訳掲載。
- (51) Id., *Monarchia*, I, 14, p. 349. 邦訳、七三頁。都市国家フィレンツェへのダンテの関心は、次の文献で着目されている。Alessandro P. d'Entreves, *Dante as a Political Thinker* (Oxford: Clarendon Press, 1952), ch. 1.
- (52) Villani, op. cit., XII, 17, pp. 31-33.
- (53) Witt, 'A Note on Guelfism', p. 136.
- (54) Bartolus de Saxoferrato, *Tractatus de regimine civitatis*, in *Pensiero Politico*, I (1976), n. 1-4, pp. 72-77.
- (55) Ibid., n. 7-13, pp. 78-86.
- (56) より具体的に言えば、バルトルスは、都市ないし国家を三つの規模に分類しながら、次のように論じている。第一に、シエナやピサのような小規模の都市では、王制は不適切である。その根拠は、古代ローマの国王が専制君主になったという経験的事例や、莫大な支出を必要とする国王の「自然な傾向」にある。そこに少数者統治が不適切である理由は、次の点に求められる。すなわち、シエナに実際に生じたように、少数者がいかに適切に統治しようとも、民衆が彼らに反感を抱いてしまうという点、また、ピサで頻繁に見られるように、少数者が内部分裂する傾向を持っている点にある。したがって、この規模の都市は、民衆的な統治が最適である。ローマの経験が示すのは、そうした小規模な統治の時期にこそ、その勢力を伸ばしたということである。第二に、より大きい規模の都市では、例えば、多数者の集合が困難だという理由から少数者統治が適している。具体的事例は、元老院時代のローマ、現代のヴェネツィアやフィレンツェのような都市である。第三に、最大規模の都市、すなわち、帝制期のローマのように、他の都市や地域を支配する都市では、一人支配が適切である。Ibid., n. 16-22, pp. 87-91.
- (57) Cecil N. Sidney Woolf, *Bartolus of Sassoferrato: His Position in the History of Medieval Political Thought* (Cambridge:

- Cambridge University Press, 1913), pp. 155-160. 佐々木有司「バルトルスの政治思想(二)——普遍的帝国と『civitas sibi princeps』——」『国家学会雑誌』第八八卷第三・四号(一九七六年)、特に一三六—一四四頁、(四)第九〇卷第一一・一二号(一九七七年)、六九七頁。森征一「バルトルスの慣習法理論における『同意』——イタリア中世都市国家の立法主権との関連で——」『法学研究』六七卷二一号(一九九四)、二二—二四頁。
- (58) Woolf, op. cit., pp. 134-139. 森、前掲書、五一—一八頁。
- (59) Woolf, op. cit., pp. 139-142. キールケ、前掲書、五五—五六頁も参照。
- (60) 佐々木、前掲書(四)、六八四—七〇四頁。
- (61) 同、前掲書(二)第八八第一・二号(一九七五年)、一一—一四頁。
- (62) Woolf, op. cit., pp. 24-25. 小林公訳(部分)「中世ローマ法学と帝権論(第二章、第一節)——バルトルスと中世政治思想——」『立教法学』、第二二号(一九八四年)、一〇三—一〇四頁。「中世ローマ法学と帝権論(第二章、第二節・第三節)」『立教法学』、第一六号(一九七七年)、二二六—二七七頁。佐々木、前掲書(二)、一七一—一八頁。
- (63) Bartolus de Saxoferrato, F. g. *De Tyranno, in Humanism and Tyranny: Studies in the Italian Trecento*, tr. by Ephraim Emerton (Gloucester: Peter Smith, 1964), chs. 9-10. Woolf, op. cit., pp. 162-173.
- (64) バルトルスの第二の祖国スルーシアは、一時期には皇帝よりも教皇の脅威を感じていたようであるが、その政治状況は不安定であり、都市の政策が一貫性を保っていたとは言いが切れない。Woolf, op. cit., pp. 196-197. 佐々木、前掲書(四)、七二九—七三七頁参照。
- (65) Cf. Woolf, op. cit., pp. 22-24. 邦訳、一二二頁。
- (66) Ronald G. Witt, *Coluccio Salutati and his Public Letters* (Geneve: Librairie Droz, 1976), pp. 48-49.
- (67) Rubinstein, 'Florentina Libertas', p. 6.
- (68) Brucker, op. cit., pp. 131-147, 172-183.
- (69) *Ibid.*, pp. 265-282.
- (70) Rubinstein, op. cit., p. 7. *Id.*, 'Florence and the Despots', pp. 32-41.
- (71) Villani, *Cronica*, I, 29, p. 51.
- (72) Matteo Villani, *Cronica*, a cura di Giuseppe Porta (Parma: Ugo Guanda Editore, 1995), III, I, p. 325.
- (73) Brucker, op. cit., pp. 301-304. Donald Weinstein, *Savonarola and Florence: Prophecy and Patriotism in the Renaissance*

- (Princeton: Princeton University Press, 1972), pp. 43-49. Witt, 'A Note on Guelphism', pp. 136-138.
- (74) Cf. Brucker, op. cit., p. 295.
- (75) Rubinstein, 'The Beginnings of Political Thought', p. 213.
- (76) Brucker, op. cit., ch. 7.
- (77) Id., *The Civic World of Early Renaissance Florence* (Princeton: Princeton University Press, 1977), pp. 115-117. Rubinstein, 'Florentina Libertas', p. 8.
- (78) Id., 'Florence and the Despots', pp. 30, 35. Baron, *The Crisis*, pp. 21-24.
- (79) Daniela De Rosa, *Coluccio Salutati: Il Cancelliere e Il Pensatore Politico* (Firenze: La Nuova Italia Editrice, 1980), pp. 91-97. Witt, *Coluccio Salutati*, pp. 49-53. 新井慎一「コルシチョ・サルターティと自由のレトリック」、『ヨーロッパの市民と自由』、一三九—一七九頁。なお、「八聖人戦争」の際、教皇は、アルプス以北の勢力や傭兵を利用していった事実もあり、トスカーナの自由とともな、「イタリアの自由」という標語が強調されることとなった。
- (80) Witt, *Coluccio Salutati*, p. 50.
- (81) Cf. Rubinstein, 'Florentina Libertas', pp. 16-17. Donald J. Wilcox, *The Development of Florentine Humanist Historiography in the Fifteenth Century* (Cambridge: Harvard University Press, 1969), pp. 136-137. 清水廣一郎『イタリヤ中世の都市社会』(岩波書店、一九九〇年) 第四章。
- (82) Rubinstein, 'Florence and the Despots', p. 35.
- (83) N・オットカール『中世の都市コムーネ』清水廣一郎・佐藤真典訳(創文社、一九七一年)。
- (84) Rubinstein, 'The Beginnings of Political Thought', pp. 198-227. Witt, *Coluccio Salutati*, p. 50.
- (85) 例えば、一三七〇年代にサルターティは、次のように論じている。「フイレンツェ人が(トスカーナにおける)すべての人々の自由の擁護者たとうことなき、誰もが容易に理解するであろう。なぜなら、そこを守るならば、自らの自由の擁護をも容易にするからゆえに。」Coluccio Salutati, *Epistolario*, a cura di Francesco Novati (Roma: Forzani e C. Tipografi del Senato, 1905), I, p. 195.
- (86) Rubinstein, 'Florentina Libertas', pp. 7-8.
- (87) Id., 'Florence and the Despots', pp. 31, 43.
- (88) Witt, *Coluccio Salutati*, pp. 64, 67. Id., 'A Note on Guelphism', pp. 140-143.
- (89) Cf. Berthold L. Ullman, *The Humanism of Coluccio Salutati* (Padova: Antenore, 1963), pp. 112-114. Witt, *Coluccio Salutati*,

esp. pp. 2, 19.

(96) Salutati, *Epistolario*, IV, p. 247.

(11) この頃の政治状況については、次の文献に詳述されてゐる。Hans Baron, 'A Struggle for Liberty in the Renaissance: Florence, Venice, and Milan in the Early Quattrocento', in *The American Historical Review*, 58 (1952), pp. 265-289. Id., *The Crisis*, esp. I, 2. Brucker, *Civic World*, ch. 3.

(92) Baron, 'A Struggle', p. 282.

(93) マントニキ・ロスキの議論は、彼に反論したサルターティの著作によるものである。Coluccio Salutati, *Invektiva in Antonium Luschem Vicentinum*, in *Prosalori latini del Quattrocento*, a cura di Eugenio Garin (Milano: Napoli: Riccardo Ricciardi Editore, 1952), pp. 22-23, 28-31. 偶数頁にラテン語原文、奇数頁にイタリア語訳掲載。また、一三九〇年にシラノ側は、フィレンツェが自らの国民を抑圧するのみならず、シエナやペルージャといった近隣諸国の自由をも破壊しようとしている、と主張した。Witt, *Coluccio Salutati*, p. 56.

(94) *Ibid.*, pp. 61-62.

(95) 「ロンバルディア人の本性によるものか、その慣習によるものか、あるいは、その両方によるものかはわからないが、彼らだけはこうした自由を欲することも愛することもないように見える」。Salutati, *Invektiva*, pp. 14-15. なお、サルターティによれば、伝統的にフィレンツェ人は、ローマ人がフィレンツェを建設したという説を採つてきた。*Ibid.*, pp. 16-21.

(96) De Rosa, op. cit., p. 103.

(97) Witt, *Coluccio Salutati*, pp. 60-62. De Rosa, op. cit., pp. 108, 125.

(98) 「外国人は、われわれの慣習を理解していない。他の人びとがほとんどすべて一人支配 (dominium) によって統治されているのに対して、われわれの都市は、自然に自由やそのすべての特権に慣れており、民衆的体制 (populico regime) によって支配されている。それゆえ、対立するほどに異なった二つの生活様式の間を理解を見出すのはきわめて困難である。二つの間にある違いほど大きな違いはない。一人支配に従う慣習のある人々にとって、自由な国民と協調するのはほとんど困難である」。*Ibid.*, p. 138.

(99) Baron, *The Crisis*, pp. 100-103, 120. De Rosa, op. cit., p. 144. Ullman, op. cit., p. 77. Witt, *Coluccio Salutati*, pp. 79-86. 次の文献は、この問題に関するふたつかの解釈を紹介・整理してゐる。Robert Black, 'The Political Thought of the Florentine Chancellors' in *The Historical Journal*, 29, pp. 991-1003. 根占献一『フィレンツェ共和国のローマニスト——イタリア・ルネサンス研究——』(創文社、二〇〇五年)、『二二〇—二二五頁。

- (9) Salutati, *Invektiva*, pp. 9-10. Cf. Ullman, op. cit., pp. 13-14, 75.
- (10) Witt, *Coluccio Salutati*, p. 70. 教皇に対する公的書簡でサルターティは、「われわれが望んでいるのは、彼（皇帝）がイタリアを自由にし、陛下の崇高なと聖母教会の地位を確実なものとする」と、また、「自由や平穩を許さない専制を破壊することです」と述べている。Ibid., p. 70.
- (11) De Rosa, op. cit., ch. 6. Ullman, *Humanism of Coluccio Salutati*, pp. 75-76. Witt, op. cit., p. 50. E. ガレン『イタリア・ルネサンスにおける市民生活と科学・魔術』（岩波書店、一九七五年）一三頁。Cf. De Rosa, *Salutati: Il Cancelliere*, p. 98.
- (12) Salutati, *De Tyranno*, in *Il trattato «De tyranno» lettere scelte*, a cura di Francesco Ercole (Bologna: N. Zanichelli, 1942), pp. 1-38, esp. p. 32.
- (13) Salutati, *De Tyranno*, cap. 4, p. 32.
- (14) 実際、サルターティの公的文書は「ジャンガレアツォが君主たる資格を持たない点を指摘している。De Rosa, op. cit., p. 163.
- (15) Salutati, op. cit., cap. 1, p. 9. 石坂尚武『ルネサンス・ヨーロッパの研究——「市民的人文主義」の歴史理論への疑問と考察——』六九頁も参照。Cf. Berthold L. Ullman, 'Coluccio Salutati on Monarchy', in *Melanges Eugene Tisserant*, 5 (1964), repr. pp. 400-411.
- (16) 『専制君主論』はたしかに、ダンテによるカエサル評価を擁護しているものの、その歴史的評価が同時代フイレンツェの統治形態の問題にどれほど関連しているのかは、後継者ブルニの場合とは異なり、明白というわけではない。
- (17) Leonardo Bruni, *Laudatio Florentine Urbis*, in *Opere Letterarie e Politiche di Leonardo Bruni*, a cura di Paolo Viti Torino: UTET, 1996), pp. 598-199. 偶数頁にラテン語原文、奇数頁にイタリア語訳掲載（原語がイタリア語である場合を除く）。
- (18) Ibid., pp. 596-607.
- (19) Ibid., pp. 600-601, 606-607.
- (20) Ibid., pp. 606-633.
- (21) Cf. Francesco Paolo Luiso, *Studi su L'epistolario di Leonardo Bruni* (Roma: Nella Sede dell'Istituto, 1980), pp. 144-145.
- (22) Cf. Nicolai Rubinstein, 'Il Bruni a Firenze: retorica e politica', in *Leonardo Bruni Cancelliere della Repubblica di Firenze: convegno di studi (Firenze, 27-29 ottobre 1987)*, a cura di Paolo Viti (Firenze: L.S. Olschki, 1990), pp. 16, 26.
- (23) Bruni, *Laudatio*, pp. 634-635.
- (24) 第一部と第二部は、異なった時期に執筆されたようであるが、その相違をどのように解釈するかについて論争があり、決定的な解

決策を見出すには至っていない。次の著作は、その論争の内容を紹介している。佐藤三夫『ヒューマニスト・ペトルルカ』（東信堂、一九九五年）、第六章。

- (116) Nicolai Rubinstein, 'The Place of the Empire in Fifteenth-Century Florentine Political Opinion and Diplomacy', in *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 30 (1957), pp. 125-135, esp. pp. 130-134.
- (117) Bruni, *Oratio Apud Imperatorem*, Id., *Oratio Apud Imperatorem Pro Parte Communis Florentie*, in *Opere letterarie e politiche*, pp. 825-831.
- (118) Id., *Landatio*, pp. 584-585.
- (119) Paolo Viti, *Leonardo Bruni e Firenze: studi sulle lettere pubbliche e private* (Roma: Bulzoni, 1992), pp. 62-71.
- (120) Witt, 'A Note on Guelfism', p. 143.
- (121) Brucker, *Civic World*, p. 123.
- (122) Witt, *Coluccio Salutati*, p. 68.
- (123) M・ヒュッカーは「ヒューマニズム・ローマニズム」の勃興とインテリゲンツェの帝国化との関連を示唆している。Marvin B. Becker, 'The Florentine Territorial State and Civic Humanism in the Early Renaissance', in *Florentine Studies: Politics and Society in Renaissance Florence* (Evanston: Northwestern University Press, 1968), pp. 109-139. 一五世紀初頭にはヴェネツィアと併要な関心は、上位者への対応とどうよりも、自らの周辺諸都市に対する支配権維持とどう問題であった。Gordon Griffiths, *The Justification of Florentine Foreign Policy: offered by Leonardo Bruni in his letters (1428-1444)*, (Roma: Istituto Storico Italiano Medioevo, 1999), chs. 1-3. Cf. Brucker, op. cit., pp. 208-225.
- (124) 例えば、J・B・モラル『中世の政治思想』柴田平三郎訳（未来社、一九七五年）。